

【G4 日本語 暫定版】訂正箇所为正誤表

p. xi 9行目

×後藤 俊彦氏 → ○後藤 敏彦氏

p. 8 表3：第3項目

×特定されたマテリアル → ○特定されたマテリアルな側面

表3: 要求される一般標準開示項目		
一般標準開示項目	「準拠」-中核 (この情報はすべて開示すべきである)	「準拠」-包括 (この情報はすべて開示すべきである)
戦略と分析	G4-1	G4-1, G4-2
組織のプロフィール	G4-3~G4-16	G4-3~G4-16
特定されたマテリアル な側面	G4-17~G4-23	G4-17~G4-23
ステークホルダー・エンゲージメント	G4-24~G4-27	G4-24~G4-27
報告書のプロフィール	G4-28~G4-33	G4-28~G4-33
ガバナンス	G4-34	G4-34 G4-35~G4-55(*)
倫理と誠実性	G4-56	G4-56 G4-57~G4-58(*)
業種における特有の 一般標準開示項目	その組織の業種にセクター開示項目が あれば開示が必要(*)	その組織の業種にセクター開示項目が あれば開示が必要(*)

p. 10 24行目 [3.4 本ガイドラインに「準拠」せず作成した報告書における留意事項](#)

×組織が本ガイドラインの標準開示項目の報告をしてはいるが、どちらかの「準拠」オプションの全要求事項を満たしていない場合、報告書に次の声明を記載しなければならぬ。

↓

○組織が本ガイドラインの標準開示項目の報告をしてはいるが、どちらかの「準拠」オプションの全要求事項を満たしていない場合、報告書に次の声明を記載すべきである。

p. 39 注釈

×^{IV} ガイドラインで「テーマ」とは、サステナビリティの主題になり得るあらゆるものを指す。「アспект」とは、本ガイドラインで取り上げる主題の一覧を指す。

↓

○^{IV} ガイドラインで「テーマ」とは、サステナビリティの主題になり得るあらゆるものを指す。「側面」とは、本ガイドラインで取り上げる主題の一覧を指す。